

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	危機管理指針策定事業			事業コード	3056
所属コード	016000	課等名	危機管理課	係名	
課長名	益岡 信治	担当者名	福士 由岐洋	内線番号	3513
評価分類	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input checked="" type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	安全な暮らし	コード	2
	施策	自然災害対策の推進	コード	1
	基本事業	防災体制の強化	コード	2
予算費目名	一般会計 9 款 1 項 1 目 総務事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 単年度繰越返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	23 年度	
根拠法令等				

(2) 事務事業の概要

市及びその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、あらゆる危機に対し強いまちづくりを目指し、本市の危機管理に係る基本的かつ標準的な事項を定めることにより、迅速・的確な対応体制を構築するとともに、関係部等、関係機関等及び地域が円滑に連携及び協力し、もって市民及び滞在者の被害の防止又は軽減を図ることを目的とする市危機管理指針を策定するもの。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

次のような動向がきっかけとなり、本事業は開始された。

- 近年、国内外において大地震、集中豪雨、洪水などの自然災害のほか、新型インフルエンザなど、市民の安全・安心を脅かす事案が続いていることから、危機管理対策の必要性が官民を問わず求められている。
- 危機管理に関する指針や計画を策定する自治体の増加。
- 平成 23 年 4 月 1 日、危機事案の総合調整及び全庁的な危機管理体制の整備を図るため総務部消防防災課内に危機管理推進室を設置。
- 市長選挙のマニフェストにおいて、優先政策の一つとして「日本一安全・安心なまちづくり」が掲げられ、「市危機管理計画」を平成 23 年度中に策定することが示された。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

東日本大震災の市の対応における課題が明らかになり、また、職員の逮捕事案や鳥インフルエンザの発生など、市の危機管理体制の充実が求められている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

市の危機事案 (「市民の生命, 身体又は財産に直接重大な被害が生じ, 又は生じるおそれがある緊急の事態」, 「市政運営に支障が生じ, 又は生じるおそれがある緊急の事態」)

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 市の危機事例 (危機管理指針における危機事例の小分類の項目数)	件			0	20	-

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- ・ 全庁における危機対処マニュアル等の作成状況の把握
- ・ 危機管理指針策定に係る先進地視察, 有識者へのヒアリング
- ・ 危機管理検討会議の開催
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 全庁の意思形成 (政策形成推進会議, 庁議)
- ・ 市議会への説明

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 危機対処マニュアル等の作成状況の把握	回			0	1	-
B 先進地視察, 有識者ヒアリング	回			1	3	-
C 危機管理検討会議の開催	回			0	3	-
D パブリックコメントの実施	回			0	1	-
E 全庁の意思形成 (政策形成推進会議・庁議)	件			0	3	-
F 市議会への説明	回			0	2	-

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

① 危機への対応体系の明確化

想定される危機及び地域防災計画, 国民保護計画, 保健所健康危機管理方針等を含めた危機管理体系が明らかになる。

② 危機管理組織の整備

危機管理統括監等の職を設けるとともに, 総務部危機管理課を設置することで, 所管部等と連携した危機管理体制の明確化及び対応の強化が図られる。

③ あらゆる危機への対応体制の構築

指針が, あらゆる危機への対処の標準かつ基本であることから, 個別の危機対処マニュアル等が作成されていない, 又は危機発生時に所管する部署が明確でない危機においても, 迅速に対応体制を構築することができる。

④ 危機対処マニュアル等の作成及び見直し

所管部等において, 必要に応じて, 危機対処マニュアル等を作成し, 又は見直しをする場合,

指針を参考とすること、及びその際は危機管理監へ報告することを規定することで、各部等における危機対処マニュアル等の充実が図られる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 危機管理指針の策定	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	件			0.5	1	

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	404
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	404
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	0	0	4,000	2,500
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	0	0	16,000	10,000
計	トータルコスト A+B	千円	0	0	16,000	10,404

備考:人件費積算根拠:23年度計画 室長1名, 室員1名の計2名が通年で事務従事した場合
 (1人+1人)×1(年)×2,000(時間)
 24年度実績 室長(復興推進部主幹を兼務)1名, 室員2名が10月からの半年間, 事務従事
 (0.5人+2人)×0.5(年)×2,000(時間)

3 事務事業の評価 (See)

(1) 有効性評価（成果の向上余地）

危機事案に迅速・的確に対応するため、市危機管理指針に基づく危機管理体制の充実・強化と職員の意識の醸成を図る。

(2) 効率性評価

危機管理に関する基本的考え方を職員に徹底することにより、それぞれが所管する危機に関する個別の危機対処マニュアル等の作成・検証・見直し、危機管理訓練・研修の実施、物資・資機材の確保等の対応の差異を是正できる。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

策定した「盛岡市危機管理指針」に基づくそれぞれが所管する危機に関する個別の危機への対応の実践。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

それぞれが所管する危機に関する個別の危機対処マニュアル等の作成・検証・見直し，危機管理訓練・研修の実施，物資・資機材の確保等市における危機管理を充実させることが課題であり，その克服のため，所管部等への働きかけや全庁的な危機管理意識の醸成を行う必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

本事業により市における危機管理の基本的考え方は整理されたが，策定した「盛岡市危機管理指針」に基づき，それぞれが所管する危機に関する個別の危機対処マニュアル等の作成・検証・見直し，危機管理訓練・研修の実施，物資・資機材の確保等市における危機管理をいかに充実させるかが今後の課題である。